資料6

諸外国における地方自治体の議会制度について

基礎自治体における各国議席数比較(人口段階別)

| | フランス | イタリア | スウェーデン | ドイツ | 日本 | |
|----------|--------------------------|--------------------------|----------------------------|--------------------------|---------------------------|--|
| | コミューン | コムーネ | コミューン | ゲマインデ | 市町村 | |
| 2,000人 | 19議席 | 12議席 | 31議席以上 | 10議席 | 14議席 | |
| 2,0007 | 1,500人以上2,500人未満:19議席 | 3,000人以下: 12議席 | 12,000人以下:31議席以上 | 1,000人超2,000人以下 | 2,000人以上5,000人未満:14議席 | |
| | 45議席~53議席 | 30議席 | 61議席以上 | 40議席 | 30議席 | |
| 5~10万人 | 50,000人以上60,000人未満:45議席 | | | 50,000人超150,000人以下: 40議席 | 50,000人以上100,000人未満:30議席 | |
| 0.010/1/ | 60,000人以上80,000人未満:49議席 | 30,000人超100,000人以下:30議席 | 36,000人超300,000万人以下:61議席以上 | | | |
| | 80,000人以上100,000人未満:53議席 | | | | | |
| 30万人 | 69議席 | 46議席 | 101議席以上 | 48議席 | 46議席 | |
| 20\J\/ | 300,000人以上:69議席 | 250,000人超500,000人以下:46議席 | ストックホルム市(約76万人):101議席以上 | 150,000人超400,000人以下:48議席 | 300,000人以上500,000人未満:46議席 | |

[※]ドイツについては、バーデンヴュルテンベルク州の例による。

議会の権限等

| | イギリス ドイツ ※バーデン・ヴュルテンベルグ州 | | | | | フランス | | イタリア | | 韓国 | | | |
|--------|--|--------------|----------------|-------------|------------------------|----------------|----------------|-----------------|---|---------------------------------|---|-------------|--------------------------|
| | 基礎自治体 - 広域自治体 | 基礎自治体 | 広域自治体 | 基礎自治体 | 広域自治体 | 基礎自治体 | 広域 | 自治体 | 基礎自治体 | 1 | 达域自治体 | 基礎自治体 | 広域自治体 |
| | 公選首長と内閣制度 (公選首長とカウンシルマネーシ* ヤー制度) | ゲマインデ | クライス | コミューン | ランスティンク | コミューン | デパルトマン | <i>レジオ</i> ン | コムーネ | ፓ° ロウ゛ィン チ ア | レシ゛オーネ (エミリア・ロマーニャ州) | 市 - 郡 - 自治区 | 特别市 - 広域市 - 道 - 特別自治道 |
| 議会の招集権 | 監督をは にのの にのの にのの にのの にのの にのの にのの にの | 首長(議 | 長) | 議長 | | 議長(首長) | 議長(首長) | 議長(首長) | 議長 | | 議長 | 首長又は | 議長 |
| 議案の提出権 | 首長 (内閣)、議 員。予算や政策の 骨格については、 首長 (内閣) が提 案。議員による動 議の権限あり。 | | 長)及び全 /4以上の | 查委員2 理、起 | 議員、監 又はその代 草委員会及 企業の取締 | 議長(首長) 及び議員 | 議長(首長) 及び議員 | 議長 (首長) 及び議員 | 首議行議区2,000よ 長会機員評級ののよる 長会機員課人のの署の である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 | 首長、5,000 人以上の 人は民によ 名議 | 首長、評議会 (執行機関)、 議員、5,000人 以上の住民の 署名による発 議 | 首長及び | 議員 |

| | イギリス | | イツ ゛ュルテンベルグ州 | スウェ | ェーデン | フランス | | | イタリ | ア | 韓国 | | |
|-----|--|----------------------|-----------------|---|---|--|---|---|-------|---------|--|----------------------|---|
| | 基礎自治体 - 広域自治体 | 基礎自治体 | 広域自治体 | 基礎自治体 | 広域自治体 | 基礎自治体 | 広域に | 自治体 | 基礎自治体 | Ţ | 公域自治体 | 基礎自治体 | 広域自治体 |
| | 公選首長と内閣制度 (公選首長と力ウンシルマネー シ゛ャー制度) | ケ゛マイン テ ゛ | クライス | コミューン | ランスティンク | コミューン | デパルトマン | レジオン | コムーネ | プロヴィンチア | レシ゛オーネ (エミリア・ロマーニャ州) | 市 - 郡 - 自治区 | 特別市 - 広域市 - 道 - 特別自治道 |
| 議決権 | 制議決更予執枠策合の報酬と東京行組をの政案機と実可任スキー・組認政るる委員ム。、択枠承がなす、議一主基・組認政るる委員ム。な本変や、策政場員の。 | 概括的に | 規定 | 項員可は方そ政員形起及出監出に報度認住に会)、針の的会態草び、査、対酬の及民で、金、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 巻いのご業予の題組委員員査員台る基勘長票3(て委なの算重、織員会代委代的経準報任。章列は任議目、要専と会の理員理代済、告解(9挙、は決標課な門活及委の及の表的各の除地条事委不権と税財委動び員選び選者な年承、方、 | 方式の譲等創化負枠ミお訴認、特別では、公政のは、公政の共に、公政のの一でのでは、公政のの一でのでは、質途事組事す、名れ訴訟、関係では、対策を業組事す、名れ訴の方産・更の織請るコにるの身 | 制議の税方式産・更約公廃う公及い管経事決マてに(制議の税方式産・更約公廃う公及い管経事決マてに(別権議ののの取渡に結務、織工見の局的へ、のわい律学は・決枠決得、関のの事の事積決の・のデ名れてにき、採定組定・用す決創業決のり定決社関パにるの規主予択、・、賃途る定設を定計に(定会与ルお訴承定な算、地方財貸変契、・行、画つ所)、的のトい訟認。 | 制議の決税枠州務る審述策協策方整不譲定別権議の、等のけ項・国と、・共置産(外では・承地の諮らに意会遂州承投のの法が、「大問れつ見計行計認資提取律を、「大記方決問れつ見計行計認資提取律をする。」、「大明の 大明の の しまり いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう | | 学。地方自 | 制ミー第の場合である。日本のでは、日 | 条例で定 ろにより 決事項追 | (ため) (ため) (ため) (ため) (ため) (ため) (は) (は) (は) (は) (は) (は) (は) (は) (は) (は |

会期

| イギリス | ドイツ | スウェーデン |
|--|---|--|
| 議会に関して法律で義務付けられているのは、最低年1回本会議を開催することだけで、それ以外については自治体で個別に決定することができることとなっているため、自治体毎に異なる。 | ※通常、議会は夕刻から開催される。 | コミューン:一般的に、7月・8月以外の毎月一度、年間概ね10~12回程度開催。通常、夕刻から開催され、2~5時間程度かけられる。ランスティング:コミューンより開催回数は少ない。昼間に開催されることが多い。 |
| フランス | イタリア | 韓国 |
| コミューン・デパルトマン・レジオンともに、議会は少なくとも4半期に1度開催される。また、常務委員会は、議会閉会中も恒常的に開かれる。 | コミューン、及びプロヴィンチア議会の開催については、地方自治統一法典第39条に、評議会議長あるいは、議会議員の要求にもとづいて開催されると記されている。 ※コムーネ:8月を除く毎週月曜日の18:00~20:00に議会が開催されている(ボローニャ市)。 ※プロヴィンチア:ほぼ週1度議会が開催されている(ボローニャ県)。 ※レジオーネ:州法には特に決まりはないが、頻繁に行われている。(2007年7月は13日開催。8月は休み) | |

議員定数

| イギリス | ドイツ | スウェーデン |
|--|---|-------------------------------|
| 各選挙区と定数が規定されている。 | ・ゲマインデ:人口規模に応じて州法において規定・クライス:人口規模に応じて州法において規定 | 人口規模に応じて地方自治法において最低議席数 を規定 |
| フランス | イタリア | 韓国 |
| ・コミューン:人口規模に応じて地方自治法において規定 ・デパルトマン:選挙法典に原則として1カントン1 議席と規定 ※ デパルトマンの中に複数の郡があり、郡の中に複数のカントンが存在する(フランス全土で、343郡、4,039カントンある。)。選挙区はカントン単位で、原則として1のカントンから1の議員を選出する。例がは、パリ(20カントン163議席)と、テリトワール・ド・ベルフォール(1カントンから4議席)である。 ※カントン:フランス革命の一時期だけ自治体として設けられた単位。現在では行政単位ではなく、選挙区、憲兵隊の配備、登記等に関する管轄区域としての意義のみを持つ。 ・レジオン:選挙法典に規定 | ・コムーネ・プロヴィンチア:人口規模に応じて地方 自治法典において規定されている(地方自治統一 法典第37条) ・レジオーネ:人口規模に応じて州の選挙に関する国 の法律に規定されているが、地方分権政策に伴い、 現在各州が独自の選挙法を制定しつつあり、州選 挙法を採択した州に関しては、議員数はそれに定 められている。 | 公職選挙法において規定 |

議員報酬

| イギリス | ドイツ | スウェーデン |
|---|---|---|
| 基本的に給与は支給されていない(ロンドン議会議員には給与が支給されている。)。 法に基づく手当としては、基礎手当、特別責任手当、所得損失手当、世話手当があり(1989年地方自治・住宅法、1980年地方自治・計画・土地法、2000年地方自治法)、議員活動に伴う活動経費(旅費等)も支給される。 退職後に一部の議員には年金が支給される(2000年地方自治法)。 従来あった出席手当は廃止された。 議員は名誉職と考えられている。 | 議員がその議員活動によってその収入に損失を受けた場合には、当該地方自治体によって補償される。 通常、少額の対例(月額)と出席手当が支給される。 議員は一般的に名誉職と地方自治法で規定されている。 | 原則として無給であり専業職ではない。多くの地方議員が兼業である。 例外として、コミッショナー(執行委員会の委員長を務める議員や議会の審議過程で指導的役割を担う議員。通常フルタイムで勤務。)には、フルタイムの専業職としての幸煙州が支払われる。 コミッショナー以外に支払われる報酬には、活動経費の支弁、会議出席に係る諸費用の補真、議員活動のために他の職業の収入の一部が失われた場合の所得補賞、会議出席に対する報酬等がある。 |
| フランス | イタリア | 韓国 |
| コミューン:原則的に無償だが、手当を受けることもできる。また、議会が認める職務を執行する場合、一定の上限のもと、必要経費について実費弁償される。 デパルトマン・レジオン:議員には、その職務の遂行に対して手当が支給される。 | コムーネ:出席に応じた日当を支給。 プロヴィンチア:出席に応じた日当を支給。 レジオーネ:当該団体の職員給与と同じく、生活給であるとされている。(エミリア・ロマーニャ州、州憲章30条)。 | 従前は、議員は名誉職で無疑酬の非常難職であったが、2003年の地方自治法改正により、名誉職の規定は消除された。 大統領令で定める範囲内において条例で定める議政活動費、公務旅費、会期手当が支給される(地方自治法第33条)。 |

職業公務員と議員の兼職可能性

※ 被選挙権の制限

| イギリス | ドイツ | スウェーデン |
|---|---|---|
| 地方公共団体の公務員は当該地方公共団体の被選 挙権者となることはできない。政治的行為が制限されるポストにある地方公共団体の公務員(事務総長、 法律に基づいて設置される管理職、法定外の管理職、 準管理職、監督官、法律アドバイザー(Political A dvisor))は、当該地方公共団体を含むいかなる地方公共団体の議員でも被選挙権者となることはできない。 | 連邦、州、市町村における官吏等※1の被選挙権は、 法律により制限できる。 ※ 一般的に、ひろく(官吏含む)、立候補・選挙準 備のための休暇の保障が規定されている。また、議 員の職務を引き受け、かつ行使することを妨げられ ないこと、このことを理由とする解雇・免職を禁止 することが規定されている。 | コミューン、ランスティングにおいて、幹部職員 として雇用されている者は、当該地方公共団体の議 会議員の被選挙権がない。 |
| フランス | イタリア | 韓国 |
| コミューン:職員は自ら所属する団体の議会議員に立候補することはできない(ただし、職員を辞職した6ケ月以後であれば、辞職前に自ら所属した団体の議会議員に立候補することができる。)。 デパルトマン・レジオン:一定の公職にある者(総局長、部長、次長、課長)は自ら所属する団体の議会議員に立候補することはできない。また、管内のコミューン(デパルトマン)議会議員には原則として立候補することはできない。 ※ 職業公務員が立候補する場合、選挙期間中は休職扱いとなる。 | コムーネ及びプロヴィンチア議会議員:一定の公職 にある者※2は被選挙権を有しない。 レジオーネ議会議員:一定の公職にある者※3は被 選挙権を有しない。 | 一定の公職者※4が立候補する場合、当該選挙日 60日前までにその職を辞任しなければならない。 |

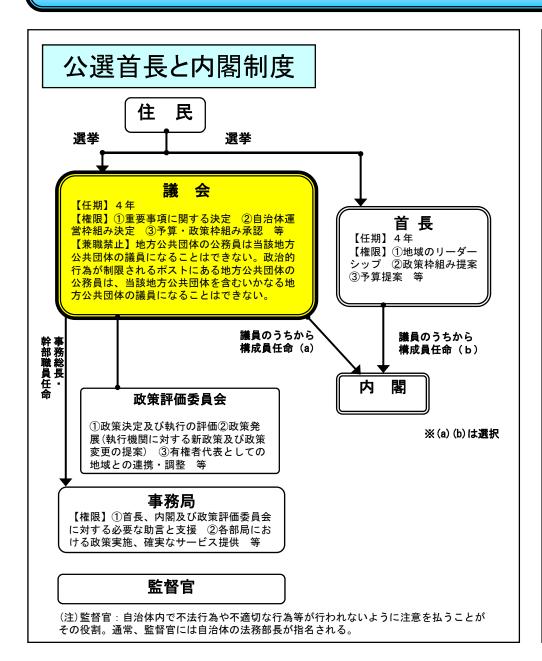
- ※注1 公勤務職員、職業兵士、短期志願兵士、裁判官。なお、官吏とは、公権的機能の行使を行う、公法上の勤務・忠誠関係にたつ公勤務の構成員を指す。また、公勤務職員とは、私 法上の雇用契約に基づいて雇用されている職員を指す。
- ※注2 警察庁長官・副長官、各省庁の事務次官をはじめ各省庁において一定の職以上にある者、地方自治法典に列挙されている内務省の特定の職にある者、選挙区が管轄区域である地方長官、副地方長官、当該地方団体と同階層で別の地方団体において、それぞれ県知事及び県議会議員、シンタゴ(市町村長)及びコムーネ議会議員、区議会議員を現役で務める者、当該地方団体の職員、当該県、コムーネ、又は区の区域内にある、過半数の資本を地方団体が出資した株式会社の関係者(地方自治統一法典第60~70条)
- ※注3 公務員のうち一定の警察関係者及び各省庁の一定の地位にある者及び裁判官、軍隊の将校など、州の区域内においてシンタゴ、県知事、コムーネ理事、県理事を務める者(トスカーナ州、1981年4月23日の州法第154号)
- ※注4 国家公務員法第2条に規定された国家公務員、地方公務員法第2条に規定された地方公務員(ただし、政党法第6条第1項但し書きの規定により党員となれる公務員(政務職公務員 は除く)は、この限りではない。)、選挙管理委員会員又は教育委員会の教育委員、他の法令の規定により、公務員の身分を持つ者、政府投資機関管理基本法第2条に規定された政府 投資機関(韓国銀行を含む)の常勤役員、農業協同組合・水産業協同組合・畜産業協同組合・農地改良組合・林業協同組合・葉たばこ生産協同組合又は人参協同組合(これら組合 の中央会と連合会を含む)の常任役職員とこれら組合の中央会長や連合会長、地方公企業法第2条に規定された地方公社と地方公団の常勤役職員、政党法第6条第2号の規定により党 員になれない私立学校教員、大統領令に定められたジャーナリスト

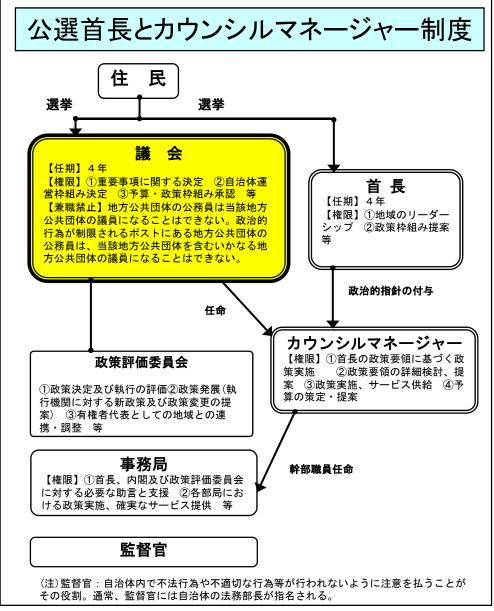
※ 兼職の禁止

| イギリス | ドイツ | スウェーデン |
|--|--|--|
| 地方公共団体の公務員は当該地方公共団体の議員になることはできない。政治的行為が制限されるポストにある地方公共団体の公務員は、当該地方公共団体を含むいかなる地方公共団体の議員になることはできない。 | 市町村に勤務する者は、当該団体の議員になることできない。 当該団体の議員及び州議会議員及び州議会議員及び州議会議員及び州の公務員も当該団体の議員との兼婦合は、連邦議会は、連邦議会は、連邦議会は、連邦議会は、連邦議会は、は、連邦議会は、、連邦議会は、にに停職官とした場合は、ではないの職また、した。は、では、では、では、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、 | 最高レベルの給与を受給している一般事務職員が地方議会議員になることは禁止されている。 それ以外の地方公共団体の職員は当該職員が勤務する団体を含めて団体の議会議員を兼務することはできるが、当該職員が地方議員として議会で所属する委員会は、職員として勤務している分野とは異なる分野でなければならない。 |
| フランス | イタリア | 韓国 |
| デパルトマン議会議長・レジオン議会議長は、欧州議会議員、レジオン(デパルトマン)議会議長、メール、欧州委員会委員、欧州中央銀行執行役員会役員、フランス銀行金融政策委員会委員を兼任することはできない(収入・支出命令者と公会計官の分離の原則により、メール、デパルトマン議会議長、レジオン議会議長と、公会計官職の兼任は禁止されている。)。 2000年4月の公選職兼任制限法により、1人が兼任できる公職数や公職の組み合わせが法律で制限されることとなった。 議員の職務に毎日従事するというわけではない場合、必要に応じて所属団体に欠勤届を提出することにより、議員の職務を遂行することができる。 | コムーネ評議会議長(SINDACO)は、プロヴィンチア評議会議長、コムーネ議会議員、プロヴィンチア議会議員及び区長とは兼職できない。(地方自治法典第63条)人口20000人以上のコムーネ評議会議長、プロヴィンチア評議会議長、レジオーネ議会議員は、国会議員と兼職できない。(1953年の法律)レジオーネ議会議員と、レジオーネ評議員、国会議員、その他の州議会議員、州評議員、欧州議会議員との兼職は禁じられている(共和国憲法第122条)。 | 地方議会議員は、一定の公職※2との兼職は禁止されている |

- ※注1 官吏が議員としての期間を終えて3ヶ月以内に申請した場合には、当該官吏を申請後3ヶ月以内に元の公勤務関係に復帰させなければならない。申請しなかった官吏も、議員に二期以上在職しておらず、また、議員を終えた時点で55歳に達しておらず、かつ議員在職中に政府のメンバーになっていなかった場合、最上級勤務庁が元の公勤務関係に復帰させることができる。この際、在職期間が参入されることとなる。また、公勤務職員も官吏に準ずる取扱いとなる。なお、地方議会議員の職を兼職できないとされる官吏・職員については、連邦・州議会の場合と異なり、一時離職の制度が設けられていない。こうした職にある官吏・職員も地方議会議員に立候補でき、選挙準備のための休暇も認められるが、当選した場合、公勤務関係を終了させなければ、地方議会議員への就任受諾ができない(もっとも、無休の休職に付される場合、兼職可能な職に配置換えする場合などの余地はある。)。
- ※注2 国会議員及び他の地方議会議員、憲法裁判所裁判官、各級選挙管理委員会委員及び教育委員会の教育委員、国家公務員及び地方公務員(ただし政党法の規定により政党の党員に なることのできる公務員は除外)、政府投資機関(韓国放送公社と韓国銀行を含む)の役職員、地方公社及び地方公団の役職員、農業協同組合、水産業協同組合、畜産業協同組合、 林業協同組合、葉たばこ生産協同組合及び人参協同組合(これらの組合の中央会及び連合会を含む)の常勤の役職員並びにこれらの組合の中央会長又は連合会長、政党法の規定に より政党の党員となることができない教員

議会の組織(イギリス)



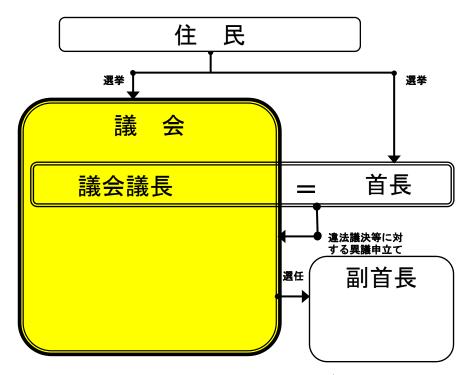


議会の組織(ドイツ)

(バーデン・ヴュルテンベルク州)

広域自治体 基礎自治体

《クライス》《ゲマインデ》



(南ドイツ評議会制モデル)

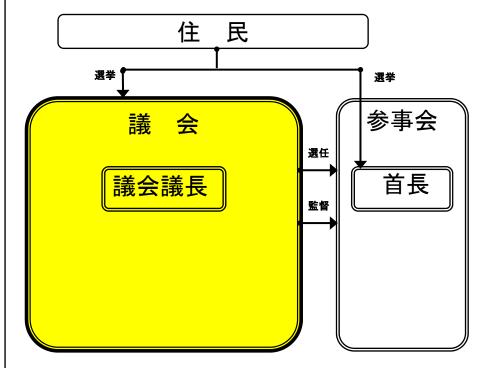
※注1 地方自治体の組織形態は、州憲法、州法(明示されていない場合は、地方自治体の条例)によって規定されるため、州毎に異なる。本資料は、バーデンヴュルテンベルク州(以下「BW州」)を例に使用。

※注2 首長は、行政の長としての権限と議会の議長としての権限を有する。

(ヘッセン州)

広域自治体 基礎自治体

《クライス》《ゲマインデ》



(参事会制モデル)

※注1 地方自治体の組織形態は、州憲法、州法(明示されていない場合は、地方自治体の条例)によって規定されるため、州毎に異なる。本資料は、ヘッセン州を例に使用。なお、参事会制モデルを採用しているのは、ヘッセン州とブレーマーハーフェン市(ブレーメン都市州)。

(バーデン・ヴュルテンベルク州の基礎自治体ゲマインデの例) 住 民 選挙 ゲマインデ議会 首長=議会議長 【任期】5年 【任期】8年 【権限】①法律により長の権限とされている場合及び議 【権限】①議会の会議及び委員会の準備・議決の執行 ②行政事務の指揮監督 ③法令 会が長に特定の事務を委託した場合を除き、ゲマインデ 及び規則に基づきゲマインデに委託された任務の処理 ④議会等から委託された事項の のすべての事務について決定 ②自らの議決の施行状況 処理 ⑤議会議長として議会を代表 等 を監視し、ゲマインデ行政に不都合な事態が生じた場合 は、長にそれを除去させるよう配慮 ③予算条例の審議 及び議決 等 【兼職禁止】ゲマインデの職員、行政団体の職員、その 違法議決等 他公法人の幹部職員、ゲマインデによって管理される公 に対する異 法上の財団職員、ゲマインデの法監督庁、上級及び最上 議申立て 級法監督庁並びにゲマインデ検査施設の幹部職員、郡に 副首長 属するゲマインデにおいては、その郡の幹部職員 【任期】人口1万以上の市町村における専門職(有給)の場合8年、 選任 それより小規模の市町村の名誉職 (無給) の場合5年

※注1 ゲマインデが出納業務をゲマインデ行政の外部の部署に処理させない場合に、ゲマインデが会計職(Kassenverwalter)を選任する。会計職の権限は出納業務である。会計職は、会計検査 庁の長及び検査員との兼職が禁止されている。

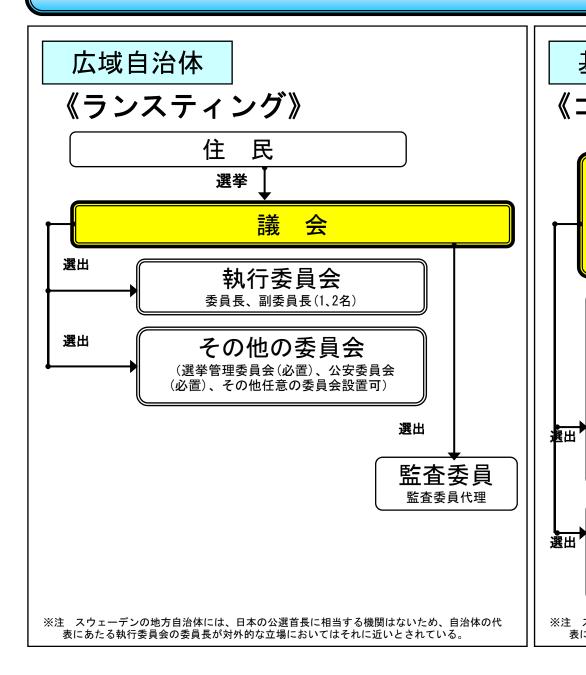
【権限】首長の職務の範囲内において、恒常的にその職務を代行。

副首長のうちの1人は財政部長となる。

※注2 首長に選ばれた者が、議会の議長を務めることになる。

※注3 副首長は、自治体の規模に応じて、1人以上選任される。

議会の組織(スウェーデン)



基礎自治体

《コミューン》

住 民

選挙

【権限】以下の事項について議決:①事業の目標と方針②予算、課税及びその他の重 要な財政的問題 ③専門委員会の組織と活動形態 ④委員会及び起草委員会の委員及び 委員代理の選出 ⑤監査委員及び監査委員代理の選出 ⑥政治的代表者に対する経済的 な報酬の基準 ⑦各年度の活動報告の承認及び責任解除 ⑧住民投票 等 【兼職禁止】事務職員の最高職

執行委員会

委員長、副委員長(1,2名)

【仟期】4年

選出

【権限】①地方公共団体の活動を指揮調整 ②他の委員会 の事務を監督 ③他の委員会その他の機関に対して必要な 提案を行う。④対外的にコミューンを代表 ⑤議会で審議 される議案の作成・公表 ⑥財務管理 ⑦議会の議決の実 施 ⑧議会から委任された任務の遂行 等

【兼職禁止】事務職員の最高職及び当該委員会の活動を担 当する職員

(注)委員会の構成員の数(5名以上)は、代理委員とともに 議会で決定。通常、委員は議会における各党の議席数に応 じて比例代表的に選出。委員は必ずしも議員である必要は

監査委員

監査委員代理

選出

【任期】4年(少なく とも3名ずつ)

【権限】各委員会の 活動及び会計の監査(各監査委員は独立)

【兼職禁止】事務職 員の最高職

(注)監査対象事務に 責任を有する本人又 は近親者は監査委員 就任不可。

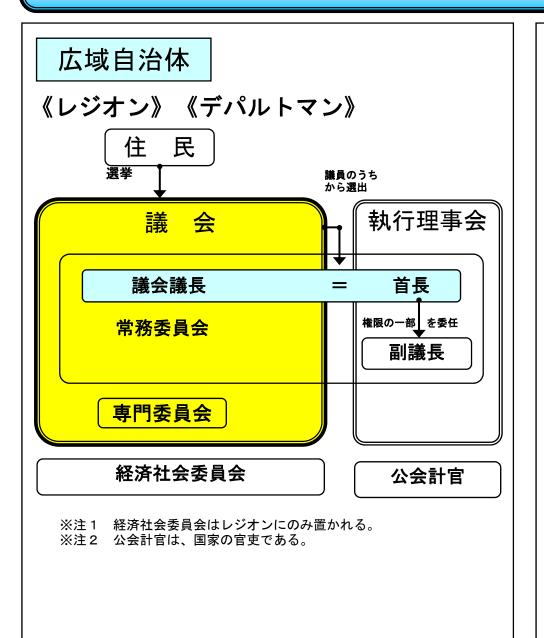
その他の委員会

(選挙管理委員会(必置)、公安委員会(必置)、 その他任意の委員会設置可)

【権限】各委員会が所掌する使命の遂行その他の事業 ※【任期】【兼職禁止】は、執行委員会と基本的に同じ。

※注 スウェーデンの地方自治体には、日本の公選首長に相当する機関はないため、自治体の代 表にあたる執行委員会の委員長が対外的な立場においてはそれに近いとされている。

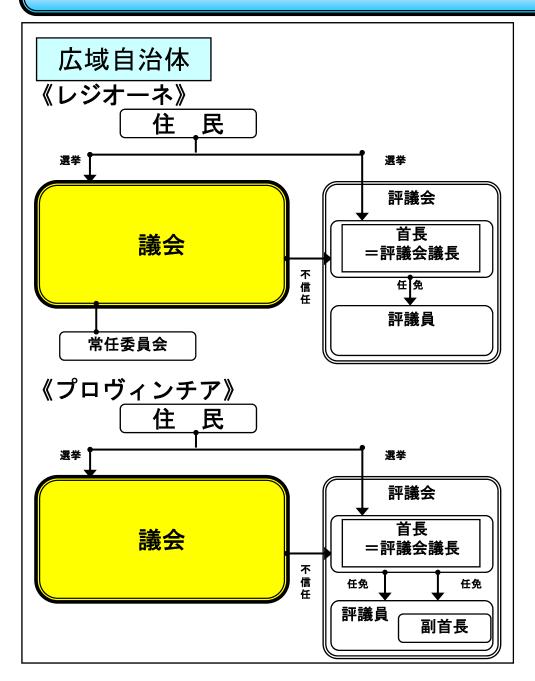
議会の組織(フランス)

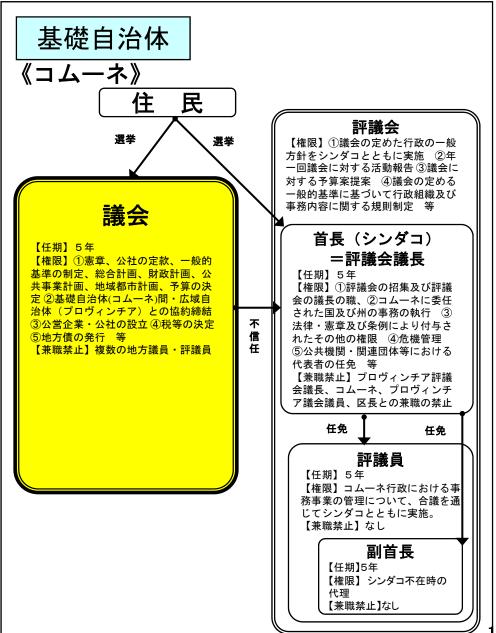


基礎自治体 《コミューン》 住 民 議員のうち 選挙 から選出 執行理事会 コミューン議会 議会議長 首長(メール) 【任期】6年 【権限】①執行機関としての権限:コミューン議会の決定を執行、予算作成・支出命令、 財産管理、契約に署名、公共工事指揮、裁判においてコミューンを代表等、②議会がメー ルに委任できる権限:駐車料金等租税的性格を持たない使用料決定、予算で決められた起 債等③国の代表としての権限:司法警察官吏としての職務(刑法違反の証明、証拠収集、 告訴告発の受理等、戸籍官としての職務、県地方長官の監督の下での法令・規則の公布・ 【兼職禁止】国の財政部局の職員等、欧州議会の議員、州議会議長、県議会議長、欧州委 員会委員、欧州中央銀行執行役員会役員、フランス銀行金融政策委員会委員 助役 【任期】6年 【権限】次の事項を議決:①予算の審議・採択、 議員のもち 【権限】メールの監視と 税率の決定、地方債の枠組み・方式の決定、②財 から選出 責任の下、メールから委 産の取得・賃貸・譲渡、用途変更、③公益事業の 任された特定の行政分野 創設及び組織化、④公共工事請負契約に関する枠 における権限執行、その 組みの決定、⑤コミューンの名において行われる 職務の範疇でメールを補 訴訟及び応訴の承認、⑥職員の身分規定、職の創 佐。メールが欠けた場合 設及び廃止 等 の職務代行 等 【兼職禁止】国の財政部 局の職員等 公会計官

【権限】支出命令の確認、支 出・収入の執行 等 【兼職禁止】国の会計官の職

議会の組織(イタリア)





議会の組織 (韓国)

